



コンプライアンスを重視する我が社で、「組合やめなしか」と言う管理者はいないと存じますが。

たとえば次のような行為は、労働組合法第7条で禁止されている「不当労働行為」に該当します。

① 不利益取扱い(1号)

労働者が①労働組合の組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたこと、を理由に、労働者に対して、経営側が①解雇・懲戒解雇 ②配置転換 ③賃金・昇進等の差別 ④嫌がらせ ⑤組合員と非組合員を差別することが該当します。



労働組合に加入したら給料が減額された…

② 団体交渉拒否(2号)

経営側が、労働組合と団体交渉することを正当な理由もなく拒否すること。「上部団体が出席する団体交渉には応じられない」ということもできません。また、経営側には、「団体交渉に誠実に応じなくてはならない」という義務があります。



団体交渉を拒否された…

③ 支配・介入(3号)

経営側が、労働組合の結成や運営に支配・介入することはできません。具体的には、従業員を個別に呼んで、「組合になんか入るなよ」「脱退しないか」などと加入を妨害したり、「君も労働組合に入っているのか」「何人くらい組合に入っているのか」と事情聴取することもできません。



組合をやめるよう上司から説得された…

④ 報復的不利益取扱い(4号)

労働者が①不当労働行為の申立てをしたこと ②労働委員会に証拠を提示したり発言したことを理由に、経営側が、その労働者を解雇したり不利益な取扱いをすることが該当します。



不当労働行為の申立てをしたら解雇された…

連合 HP 「安心して働きたい 労働組合の必要性」より引用

個人面談や聞き取りの席上、「組合に入らないほうがいいぞ」とそのものズバリ言ったり、「昇進試験や転勤のこと考えろ」と遠まわしに言ったり、そのような管理者はいないはずですが、**もしも言われたら私たちを守るためにも分会・地方本部へ連絡・相談してください!**